

(6) 施設等の定期的な巡回点検・清掃

- ・ 地域内の景観保全及び生活環境保全のために、ゴミの不法投棄防止のための巡回点検を行うこと。
- ・ 地域内の景観保全及び生活環境保全のために、農用地、開水路、パイプライン附帯施設、ため池、農道等の施設周辺のゴミを定期的に除去すること。
- ・ 地域の重要な通行の場となっている農道の除雪を行うこと。
- ・ 畦畔法面、溝畔法面等の管理作業を省力化し、管理の粗放化による病虫害の増加、景観の悪化等を防止するため、法面への小段（犬走り）の設置を行うこと。

【活動のねらい】

日本の農村地域は、人の生活や生産活動と自然とが共生して、非常に美しい景観を形つくるものといわれています。里地里山は、都市周辺の住民からも魅力あるものとして、レクリエーションや休息の場を与えてきました。しかしながら、農地集積の進展や過疎化・高齢化・混住化の進行等により、管理が粗放になると、遊休農地等にごみ等が持ち込まれたり、生産活動の場である農用地においても畦畔法面や溝畔法面等に雑草が繁茂する等、農村地域の本来の美しさが失われたりすることとなります。このため、施設等の定期的な巡回点検、清掃活動のほか、畦畔法面等の適切な管理活動を行うことで、美しい農村の景観を保全することが大切です。また、地域の重要な通行の場となっている農道について、除雪を行うことも大切な活動です。

【活動の内容】

①巡回点検、清掃活動

対象とする施設等には、農用地、水路、ため池等があり、定期的な巡回点検では、ある一定の期間毎に（例えば毎月1回）、それらの施設を見回ります。できれば複数人で、見回ります。巡回点検の結果、ゴミの投棄が確認された場合には、日時や場所等について地域内で清掃活動の計画を定め、活動を行います。

②畦畔法面等への小段（犬走り）の設置

地域で畦畔法面等の状況や管理作業が困難な箇所を把握し、安全で効率的な管理作業ができるよう設置箇所や小段の幅等について、関係者で検討を行います。その際には、法面の安定性が確保されるよう専門的技術を有する者の助言を得ながら計画をたてることが大切です。



水路の清掃活動

実施にあたっては、策定した計画に沿って、丁張り等に合わせて掘削もしくは盛土を行います。作業時には、作業者の安全確保の徹底を図るとともに、必要に応じて専門業者等の指導を受けるなど適切な工法で施工します。



小段（犬走り）設置後の法面

【配慮事項】

人間には一般的に周辺がきれいであるほど、ごみを捨てにくい心理が働きます。

このため、巡回点検を行い、不法投棄を誘発するごみ捨てをさせないことが大切です。なお、巡回はあらかじめ計画をたてて、常に複数人で行い、不法投棄の現場に遭遇したらまず警察に通報し、無理に投棄者を拘束しようとしてはいけません。また、巡回点検の結果については、景観等の環境及び農用地・農業用水の保全活動への関心を持ってもらうよう、対象組織外の地域住民へも報告することが効果的です。

用水路のごみは、用水路の通水能力を低下させるばかりでなく、水質悪化の原因になりますので速やかに除去する必要があります。特に集落内や道路沿いの水路では空き缶や残飯等のごみが投棄されることが多いので、定期的に巡回することが望まれます。特に人目につかない石や木の陰、上流の遊休農地には、多くごみが投棄されている場合がありますので注意して巡回します。

畦畔法面等への小段（犬走り）を整備する際には、地権者はもちろんのこと、公共用地等との調整が必要となる場合は、関係機関（市町村、管理者）と必要な手続きを行う必要があります。

【施設等の定期的な巡回点検・清掃】

～活動例～

・活動対象

集落周辺の農道沿い

・活動内容

混住化が進んだ都市近郊で、地域住民と一緒に、自治会単位で農用地等の巡回及びごみ収集を実施しています。

・活動時期

年2回（8月、12月）

・参加者

農業者と地域住民

